

令和 7 年度 狂犬病調査計画

平成 26 年度より、厚生労働省から示された「国内動物を対象とした狂犬病検査実施要領（以下「狂犬病検査実施要領」という。）」に基づき調査を行っており、令和 7 年度も継続して、犬及び野生動物等を対象として狂犬病調査を実施する。

1 目的

犬・野生動物等における狂犬病調査体制を整え、都における狂犬病対策の強化を図る。

2 調査内容

(1) 調査期間

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで

(2) 調査対象

狂犬病検査実施要領に基づき、調査対象動物の犬・野生動物（タヌキ、アライグマ、ハクビシン）等について A 群から C 群までの 3 群に分類する。

A 群	犬等	・獣医師による狂犬病の届出に基づき、検査対象となる犬等 ・動物愛護相談センターに咬傷犬として収容され、検診期間内に死亡した犬 ・動物愛護相談センターに収容され、狂犬病を疑う症状を示して死亡した犬等
	野生動物	・咬傷事故を起こした後に捕獲され、致死処分された野生動物
B 群	犬等	・動物愛護相談センターに収容されたのち、行動等に何らかの異常が認められ、譲渡不適として致死処分された犬等
	野生動物	・衰弱した状態で保護され、致死処分された野生動物
C 群	犬等	・動物愛護相談センターに収容されたのち、行動等に特段の異常は認められないものの、譲渡不適として致死処分された犬等
	野生動物	・有害鳥獣捕獲等により捕獲され、致死処分された野生動物

(3) 調査規模

① 犬等

A 群について	随時
B 及び C 群について	5 頭程度

② 野生動物

A 群について	随時
B 及び C 群について	3 頭程度

(4) 調査実施機関

① 犬等

ア 動物愛護相談センターは、調査対象動物の選定及び脳検体採取を行う。

イ 健康安全研究センターは、狂犬病確定検査を行う。

② 野生動物

ア 環境局自然環境部計画課は、提供可能な野生動物を確保したとき、環境保健衛生課に連絡し、健康安全研究センターが受入可能であるなら、委託業者を通じて野生動物を致死処分し、死体を冷蔵保管しつつ健康安全研究センターへ搬入する。

イ 環境保健衛生課は、健康安全研究センター宛て野生動物の搬入について連絡する。

ウ 動物愛護相談センター又は健康安全研究センターは、脳検体採取のため職員を派遣し、健康安全研究センターの感染系動物飼育施設（A）（AB120）において、脳検体採取を行う。

エ 健康安全研究センターは、狂犬病確定検査を行う。

(5) 検査方法

遺伝子検査法による狂犬病ウイルス特異遺伝子の検出又は蛍光抗体法による抗原の検出によって確定診断とする。

3 調査結果の取扱い

狂犬病検査実施要領に基づき、調査結果を厚生労働省へ報告及び情報提供するとともに、東京都動物由来感染症検討会に実施状況を報告し、情報公開の方法や狂犬病発生時対応マニュアルへの反映等について検討する。

4 陽性時の対応

狂犬病と確定診断された場合は、狂犬病予防法第8条に基づく届出及び厚生労働省への報告を行うとともに、狂犬病対応ガイドライン 2013 に準じて、当該動物に係る疫学調査やまん延防止対策、積極的疫学調査等の清浄化までの対応を行う。